

理由

大韓民国においてハイニックス・セミコンダクター・インコーポレーテッドにより前工程が行われたダイナミックランダムアクセスメモリー等について、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、当該貨物に相殺関税を課するため、その課税物件及び税率その他所要の事項を定める必要があるからである。